

地デジの準備は お済みですか？



平成23年7月24日
日で地上アナログ

放送が終了します。

現在アナログテレビを使用
の場合は、地デジチューナー
を取り付ける、地デジ対応テ
レビに買い替える、中海テレ
ビ放送に加入するなど、地上
デジタル放送への対応が必要
です。何もしなければ7月25
日からはテレビが見れなくな
ります。

アナログ表示
アナログの状態を指しています。



画面の上下が黒帯
(レターボックス)と見えます。

地上デジタル放送視聴のための支援が拡大されます

総務省では、経済的な理由
で地上デジタル放送をまだ視
聴できない低所得の世帯に対
して、支援を行っています。

今回、その対象が、「NHK
放送受信料全額免除世帯」に
加えて、「市町村民税非課税
世帯」に拡大されました。

支援の対象世帯

(1) NHK放送受信料が全
額免除になっている世帯への
支援

対象となるのはまだ地上デ
ジタル放送に対応できず①生
活保護などの公的扶助を受け
ている世帯②障害者がいる世
帯で、世帯全員が市町村民税
非課税の世帯③社会福祉施設
に入所している世帯のいずれ
かに該当し、NHK放送受信
料が全額免除の世帯です。
〔支援の内容〕地上デジタル
放送対応の簡易なチューナー
(1台)を無償給付し、対象
世帯を訪問してチューナーの
設置を行います。アンテナ改
修などが必要な場合は無償で
工事を行います。

(2) 市町村民税非課税世帯
への支援

対象となるのは、まだ地上
デジタル放送に対応できず、
「世帯全員が市町村民税非課
税の世帯」です。(※NHKと
の放送受信契約が必要です。)

〔支援の内容〕地上デジタル
放送対応の簡易なチューナー
(1台)を無償給付します。
また、チューナーの設置方法
や操作方法を電話でサポート
します。(チューナーの訪問
設置、アンテナの改修などの
支援はありません。)

支援の申請について

〔すでにNHK受信料全額免
除を受けておられる世帯〕
NHKから受信料全額免除
申請書と支援申込書が送付さ
れていますので、支援申込書
に必要事項を記入のうえ、同
封の封書にて「総務省地デ
ジチューナー支援実施セン
ター」宛に送付してください。
〔NHK受信料全額免除の該
当世帯でまだ免除申請をして
おられない世帯〕

免除申請の手続きが必要と
なります。②の方は印鑑・障
害者手帳をお持ちのうえ手続
きを行ってください

◆手続き・問い合わせ先

福祉介護課

☎0859・54・5207

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6111

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

〔市町村民税非課税の世帯〕

申込書に必要事項を記入の
うえ、①世帯全員が記載され
た住民票の写し②世帯全員
分の町県民税所得課税証明
書を同封して「総務省 地デ
ジチューナー支援実施セン
ター」へ郵送してください(①
②の発行は有料です)。

◆手続き・問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6111

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

◆支援申込 み期間

(1) (2)ともに平成23年7
月24日(消印有効)まで

※平成23年4月1日以降の支
援については、平成23年度予
算の成立が前提となっていま
す。締切り直前になると申込
が集中するおそれがあります
ので、お早めにお申込みくだ
さい。

◆支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー
支援実施センター ナビダイ
ヤル

(1) NHK放送受信料が全
額免除になっている世帯への
支援

☎0570・033840

(ナビダイヤル)

☎044・969・5425

(2) 市町村民税非課税世帯 への支援

☎0570・023724

(ナビダイヤル)

☎043・332・2525

〔受付時間〕平日9時〜21時

土・日・祝日9時〜18時